

## 愛知県環境審議会総合政策部会会議録

1 日時 平成23年12月19日(月) 午後1時30分から午後3時50分まで

2 場所 愛知県東大手庁舎4階 409会議室

### 3 議事

(1) 法の一部改正を踏まえた本県における制度のあり方について

ア 計画段階配慮手続について

イ 方法書の周知方法等について

(2) その他

### 4 出席者

委員9名、専門委員3名、説明のために出席した職員9名

### 5 傍聴人 4名

### 6 会議内容

- ・ 議事録の署名について、青木部会長が岡本委員と織田委員を指名した。

(1) 法の一部改正を踏まえた本県における制度のあり方について

ア 計画段階配慮手続について

- ・ 資料1、資料2、資料4、参考資料3、参考資料4、参考資料5について、事務局から説明があった。

### <質疑応答>

**【稲垣委員】** 資料2の1ページで「鉱物の掘採の事業」が例示されているが、「事業の位置・規模、施設の配置・構造等の検討段階」は、鉱業権設定の許可・登録の段階であるのか、それとも出願の段階であるのか。鉱業権が設定され、登録された後に計画を見直すことは困難である。点線の枠で囲むべき範囲を確認したい。

2ページの下の方のフロー図は、条例の対象事業と法の第二種事業との関わりがわかりにくい。条例の対象事業については、義務であるからすべて条例の配慮書手続を実施すると読めてしまうが、これは条例独自の対象事業について言えることであると思う。もともとは法の第二種事業であって、法のスクリーニングを経て、条例の対象事業となる場合もあり、法の第二種事業にあっては、まず、法の配慮書手続を実施するか否かの事業者の判断が先にある。

3ページの「③調査・予測手法」であるが、参考資料4の5ページから10ページまでを見ると、例えば、8ページでは「定量的な予測を原則とすべきか。定性的な予測でもよいか。」という問いに対し、「可能な限り定量的に予測を行うことが望ましい」とある。このような書き方しかできないと思うが、今後、環境影響評価審査会で環境影響評価指針について検討されると思うが、事業者がどの程度まで行えばよいかといったことがわかるような書き方を検討していただければと思う。

先ほど、4ページの「⑤手続の仕組」について、仮定であるとの前提での説明があったが、「送付・公表」の中で、「公告・縦覧するとともに」と明確に書いてある。公表の方法は、公告・縦覧に限らない。公表期間の1月間もそうであるが、「適当である」と結論づけてしまってから、環境省の規定ぶりと違っていたということがないように配慮していただきたい。

**【事務局】** 鉱業権設定の出願をしようとする段階から検討が始まっているとも考えている。点線の枠で囲んだ段階の前あたりから、鉱業権設定の登録の前の段階あたりまでが「事業の位置・規模、施設の配置・構造等の検討段階」ではないかというイメージで御理解いただきたい。

資料2の2ページの下のフロー図で、「条例の対象事業（義務）」は、資料3の「対象事業の種類」のうち、例えば、「県道・市町村道（4車線以上）」といった、法にはない条例独自の対象事業を指している。一方、「法の第二種事業（任意）」には、まず、法の配慮書手続を実施するかどうかの事業者の判断がある。同じ条例で配慮書手続を実施する場合であっても、条例独自の対象事業を実施しようとする者と、法の配慮書手続を実施しないと判断した者との二つの場合がある。

三つ目の御指摘については、具体的には環境影響評価審査会で御検討いただくが、例えば、大気環境のように測定値といった定量的に把握できる項目もあれば、量を把握することが困難な項目もある。こういったことをわかりやすく示していきたい。

法において、方法書や、準備書、評価書は「公告・縦覧」であるが、配慮書は「公表」として使い分けられている。公表の方法は、環境省令で定められることとなるので、その改正状況を注視していく。ことばの使い分けは整理していきたい。

**【大東委員】** 資料2の2ページの下のフロー図で、法の配慮書手続を実施しないと判断があつて、条例の配慮書手続が実施される場合において、⑥の「法の方法書」に直接つながっている。この流れについて説明いただきたい。

**【事務局】** 法の第二種事業を実施しようとする者は、必ずしも法のスクリーニングの手続を経ることは要しない。⑥のパターンは、法の配慮書手続は実施しないと判断し、方法書以降の手続に入ろうとする場合の流れとな

る。

【竹内委員】 資料2の3ページの「④評価手法」の三つ目で、「社会面、経済面等を含め、総合的に判断されることとなる」というのは、事業者が、環境面だけではなく、社会面、経済面等を含めて判断するという趣旨と解してよいか。

世界的な潮流では、環境アセスメントとして、一つは戦略的環境アセスメント、もう一つは社会的なアセスメントがある。特に、JICAではODAに際して社会的な構成や、経済的な構成まで調査・予測・評価を行っている。今の段階ではもちろん、県の条例でそこまで考えていない状況ではあると思うが、2014年に「国連ESDの10年最終年會合」が愛知県において開催されることを踏まえると、たいへん難しいことではあるが、持続可能な開発、即ち、環境・社会・経済の三つの面から、事業の計画段階での評価を実施する条例といったものもあるのではないか。

【青木部会長】 御意見を承っておくということによいか。事務局から何かあれば発言をお願いしたい。

【事務局】 環境影響評価制度の中で考えると、今回の改正ではなかなか難しい。将来への課題ということをお願いしたい。

【稲垣委員】 「こうした方向性の下」とあるので、こうした考え方が環境影響評価指針の中に盛り込まれるものとの誤解が生まれる。

【事務局】 複数案の比較評価は環境面のみで行われることとなる。したがって、事業計画の決定・絞り込みに至るプロセスとして、社会面、経済面を含めて総合的に判断されることについては、環境影響評価指針で整理するものではないと考えている。

【大東委員】 参考資料4の18・19ページに、「社会的・経済的側面の取扱」の方向性があるが、その一つに、「配慮書手続では複数案の環境面についての比較評価が求められるが、事業者における事業計画の絞り込み・決定に当たっては通常、社会面・経済面を加えた総合的な判断が行われ、方法書以降の手続に至る。このことを、関係者が十分に認識しておくことが望まれる。」とある。こうした社会経済的側面を含めて事業計画が決定されていくという流れがある中で、環境面だけを取り扱うことが妥当なものかどうかということは、すでに環境省の技術検討委員会で議論されているところである。

(1) 法の一部改正を踏まえた本県における制度のあり方について

イ 方法書の周知方法等について

- ・ 資料2、資料3、資料4について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【河野専門委員】 資料2の8ページの「IV事後調査について」の「2課題」に、「手続的には法と条例のそれぞれを行うこととなる」とあるが、報告書が全く違うものになるのか、形式をあわせて極力負荷を減らすようなものであるのか。

条例では、「供用後も射程内とする」とあるが、供用後とはいつまでなのか。

【事務局】 法の対象事業については、法の評価書に記載された内容に基づく事後調査であり、手続的に条例の規定を準用しているところである。したがって、事後調査の内容は同一であるが、手続としては改正法と条例のそれぞれを行うこととなる。

供用後については、事後調査の計画に示された目的が達せられるまで、実施されることとなる。

【河野専門委員】 どこかの段階で、事後調査の目的が達せられたという判断がなされるのか。

【事務局】 報告書を受けて、知事が事後調査の終了を事業者に通知するような制度とはなっていない。環境影響評価では、環境の目標に合致しているかどうかを評価することとなるが、定量的に評価し得ないものは、モニタリングを実施しなければ把握できない。こうした当初の目的が確保できたかどうかを確認するための事後調査である。目的が達せられれば、その旨が報告書に記載されることとなる。

【河野専門委員】 工事そのものは終わっているが、目標が達成される時点が工事完了後すぐではないかもしれない。環境自体も目標レベルまで安定化した時点で報告書を出すということか。

【稲垣委員】 環境影響評価で立てた目標までに安定するまではやらなければならない。全てをモニタリングしなければならないわけではなく、事業によって異なる。

【岡本委員】 例えば、鉾山の跡地に行くと、今もポンプが回っているところがある。事業主体がなくなっている場合もあり得るが、誰がいつまで行うのかと思いつながり聞かせていただいた。

風力発電所の話があったが、新エネルギーはこれからいろいろなところで注目を浴びて、今まで思いもしなかったことが出てくるような気がする。例えば、来年からメタンハイドレートの試掘を県内で始めるという話を聞いているが、海の範囲はどこまでか。

配慮書では、既存の調査結果を活用できるという説明があったが、どこまで活用できるのか。調査結果は誰のものかという問題はあるが、同じ調査を何度も行うことは効率が悪いので、次に同じような場所で事業を行う者にはある程度の情報をオープンにするようなことはできない

のか。

【織田委員】 動植物の問題は非常に重要である。現在、県の企業庁が土地を造成するトヨタのテストコースや第二東名自動車道が県内において進められているが、計画段階と同程度の期間のモニタリングが必要であると考えている。県の関係事業についても是非配慮をお願いしたい。

【事務局】 事後調査は、予測の不確実性や、環境保全措置の効果の確認のために実施するものであり、施設を維持管理していく上での環境監視とは別のものであると考えている。

海の範囲はどこまでかについてであるが、メタンハイドレートの事業は対象とはなっていない状況であるが、どの範囲にまで影響が及ぶかを考えた上で判断するものと思っている。

既存資料の活用については、例えば、県が実施した大気質や水質の調査の結果については、出典を明らかにしていただければ問題はない。また、例えば、名古屋駅周辺では民間の大規模建築物の環境影響評価が実施されているが、方法書といった公表されている図書については、その事業者の了解が得られれば既存資料として活用することは可能であるが、図書の作成に至るには詳細な調査があったわけで、事業者が時間をかけて積み上げていったものである。同じ調査地点で別の事業者が調査を実施することは非効率であると思っている。

環境影響評価の図書の中で公表されているデータについては、貴重な価値のある情報であると認識している。過去の県の調査結果や、事業者の環境影響評価の調査結果がデータベース化できないかを検討した経緯はある。

【広田委員】 資料2の1ページの検討段階において、回避が重要であると思うが、この回避について予定地をどこにするのが問題であり、この点について明確にしていきたい。

例えば、鉱業の位置は限定されている、位置の変更は難しいという説明があったが、この場所しかないということは逃げ道にもなる。今後は、水源地の開発が想定されるが、この場所でなければ水の開発はできないとされればやむを得ないのか、それとも何か特別な措置はあるのか、検討していければと思っている。

【事務局】 回避には、事業をしないということもあるが、そのような意味なのか。

【広田委員】 予定地を変更するという意味での回避であり、例えば、この場所では自然環境に大きな影響を与えることから、自然環境への負荷を回避するため別の予定地に変更しようとするのである。

【中村委員】 この場所を実施するという計画であるから、予定地を変更することは別の話である。藤前干潟の埋立て計画は自然に与える影響が大きく中止となった。その場所から別の場所にする場合は、別の案件となる。回避

は、自然に与える影響が大きいから行わないということである。

【広田委員】 例えば、駅前なのか、山間部であるのかといった予定地の代替案も含めて検討する中で、回避ということも可能になってくるのではないかと思っている。

【事務局】 ある大きな区域があってこの部分を残そうということなのか、それとも事業をやめることも含めて検討するということなのか。

【広田委員】 ケースバイケースになってくると思う。この場所で事業を実施しようとするとして、その予定地に貴重な生態系がある場合に、その場所で事業を実施すること自体が難しいこともあると思う。

【事務局】 仮定の話となるが、事業計画を決定する前に検討することが今回の計画段階配慮手続の趣旨であるが、民間事業では、その土地をすでに購入している場合もある。事業を実施しないゼロ・オプションというかたちはあり得るかとも思うが、実施するかしないかを判断するまでは今回の手続の中では難しいと思っている。

【広田委員】 資料2の1ページでいう鉱業権設定の登録は、環境影響は関係なく受けることができるということか。

【事務局】 登録を受けることができたとしても、事業を実施するためには施業案の認可を受ける必要がある。計画段階配慮手続を経て、事業計画が決定されることとなるが、この事業計画が環境影響に与える影響が大きいものであれば、事業者によって選択されないことはあり得るものと考えている。

【広田委員】 環境面から適当でない計画であると事業者によって判断されれば、見直されることはあり得るのか。

【稲垣委員】 これまでの環境影響評価とは違って、その前段階から環境配慮事項を検討することとなる。資料2の3ページの「④評価手法」で、「複数案の比較評価は、環境面の影響のみを行う」こととなるが、事業計画の決定には、社会面や、経済面も含めた検討がなされることとなる。この計画段階配慮手続の中での環境面のみの判断で事業計画が決定されるものではない。

【織田委員】 この環境影響評価条例は、私権制限をかける制度ではない。

【広田委員】 例えば、欧州では、出願できないエリアが設定されている。

【青木部会長】 ここまでの話になってくると、環境影響評価法の一部改正を踏まえた制度のあり方の検討から大きく離れてしまうこととなる。社会のあり方から議論すべき内容である。

【浅野委員】 資料2の6ページの「Ⅱ方法書の周知方法について」で、「条例の対象事業についても、方法書の記載事項をよりわかりやすく周知するための制度を構築する必要がある。」として、「方法書段階における説明会の開催や、要約書の作成を義務付けることが適当である。」とのことである。

るが、準備書や、評価書だけではなく、方法書についても要約書が作成されることは、住民にとってより身近なものになるものと受け止めている。

8ページの「IV事後調査について」であるが、「1背景・現状」では「条例では、環境影響評価における、予測の不確実性を補うなどの観点から、工事中や供用後における事後調査を制度化しており、法の対象事業についても準用している。」とあり、「3対応（案）」として「条例における事後調査制度については、法の対象事業に係る準用規定を含め、既定のとおり維持することが適当である。」とある。そして、「2課題」の二つ目に「法の射程範囲は工事完了後までであり、供用後も射程内とする条例による事後調査の制度に乖離がある。また、知事の関与がなくなる。」とある。こうした点についてどのように受け止めたらよいのか。

【事務局】 環境影響評価法においては、事業を実施しようとする者が、事業の実施の前に行う手続として、事業の実施前までを射程としている。一方、条例においては、参考資料1の162ページの第1条で「事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行い、及び事業の実施以後に事後調査を行うことが環境の保全上極めて重要である」としており、事業の実施以後も条例の射程範囲であることを明らかにしている。環境影響評価法ではこれまで事後調査の手続はなかったため、条例の規定を法の対象事業について準用することにより、供用後も含めた事後調査の手続を制度化していた。今回の改正法により具体化された手続は、工事の完了後は実施されないため、これまでどおり条例の準用規定を維持していきたいということである。

【浅野委員】 予測の不確実性を確かめることの難しさを感じているところである。供用後がいつまでかということに不確定なところがある。

【事務局】 環境影響評価制度は、許認可や、補助金、交付金といった関わりがあって、こうした許認可や、交付決定の前に、事前の環境影響の情報の提供と意見の集約をする手続を定めたものである。例えば、廃棄物最終処分場では、設置の許可がなされる前の手続を定めたものである。許認可後の影響の判断は、個別法の中で、例えば、廃棄物処理法の維持管理基準によって担保されることとなる。

【大東委員】 環境省の技術検討委員会で、自治体の事後調査の事例についてのヒアリングを行った。沖縄県の事例であるが、生態系の復元の観点から、工事の完了後も事後調査が実施され、1年に1回報告書が提出される。愛知県でいう環境影響評価審査会でこれをチェックして、追加の措置が必要であれば指示をする。事後調査の終わりもこの第三者機関で判断をする仕組みになっている。

【事務局】 条例では、資料4の6ページのとおり、事業者から事後調査報告書の

送付があった場合に、知事は、環境影響評価審査会の意見を聴いた上で意見を述べるができることとなっている。

【大東委員】 この制度を活かすような運用をお願いしたい。

【土肥専門委員】 資料2の9ページで、風力発電施設には、低周波音や、バードストライクといった問題がある。「法・条例が施行されて以来、本県では、法対象事業5件、条例対象事業7件について、審査・指導を行ってきた」とあるが、具体的に説明いただきたい。

風力発電所の規模要件の設定に考え方について、2ページの下の方のフロー図のどの流れにあてはまるのか。

送電線の関係で、渡り鳥への影響について1年間以上モニタリングを行った事例があった。事後調査の期間はケースバイケースであると感じた。

【事務局】 法対象事業5件、条例対象事業7件については、資料3の右側に「適用案件」として「審査済案件」としてお示ししているが、風力発電所の件数ではなく、法や、条例の施行以降に手続が行われた案件を列挙している。

資料2の2ページの下の方のフロー図であるが、風力発電所という、出力1万kW以上の事業は、法の第一種事業に該当し、①のルートにあたる。出力0.75万kW以上1万kW未満の事業は、法の第二種事業に該当し、まずは、法の配慮書手続を実施するかどうかの事業者の判断がある。③は、法の方法書以降の手続に直接移行する場合、④や、⑤は、法の対象事業とすべきかどうかの判定を受けて、法の対象事業となれば④へ、法の手続を要しないこととなれば条例の対象事業として⑤へ移行する。⑥や、⑦、⑧のように、法の配慮書手続を実施しない判断をした事業者に対しては、条例で配慮書手続を義務化することとなる。このうち、⑥や、⑦の場合では、配慮書手続は条例で行われるが、それ以降の手続は法に基づき実施されることとなり、条例で実施した配慮書手続の結果を法の方法書に反映させることを条例で求めることは、法に抵触するといった問題は残る。

【河野専門委員】 資料2の10ページの「VI大規模災害発生時の対応について」であるが、「1背景・現状」の二つ目は、法や、条例は、災害時における復旧事業を適用除外としているので、同じ場所での復旧事業は適用除外となっているということか。

「2課題」の一つ目は、新たな事業を別の場所でも行う場合は、復旧事業には該当しないが、「1背景・現状」の五つ目は、改正法ではこうした場合に配慮書手続に限って適用除外としたということか。

「3対応(案)」の一つ目の、「復旧」は同じ場所、「防止」は別の場所での事業のことで、災害時には、同じ場所でも、別の場所でも、復旧



事業は適用除外とするということか。

【事務局】 一つ目はそのとおりである。

二つ目もそのとおりであり、これまでの三つの適用除外の要件に該当する事業のほかに、改正法では、配慮書手続に限って適用除外とする要件を新たに規定したということである。

三つ目で、「災害の復旧又は防止のため緊急に実施する必要があると知事が認める事業」は、これまでの三つの適用除外の要件に該当しない事業である。「防止」は、再度の災害の発生の防止を想定している。災害対策基本法といった法律は適用されないが、災害の復旧のために緊急に実施する必要がある事業も想定しておくべきであり、こうした場合は、環境影響評価条例の適用を除外としたいと考えている。

【青木部会長】 災害時の対策として考えておくべき措置ということである。

【広田委員】 前回の部会で、環境影響評価の対象事業の規模要件に満たない事業であっても、何らかの配慮を求めることを検討していくといった話題があったと記憶している。

【事務局】 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例があり、1ヘクタール以上の土地を開発する場合、届出を求める制度がある。ここから内容を掘り下げて、自然環境の保全の観点から一步踏み出す道はないか検討している段階であるといったお話をしたと思う。環境影響評価制度とは、別の制度で動いている。自然環境の保全に特化した事前調査制度ということである。

【土肥専門委員】 前回の部会で、太陽光発電については、広大な土地を要することから、面積要件に該当すれば従来からの工業団地の造成の事業として対象事業となることもあるが、発電所として対象事業とするには検討が必要といった議論があったが、その結論は今回で出るものかどうか。

【青木部会長】 前回の部会での、岡本委員からの御発言である。

【事務局】 太陽光発電所の設置の事業としてではなく、太陽光発電施設を設置するため、新たに75ヘクタール以上の土地を造成する場合に、その他の工業団地の造成の事業として条例の対象事業に該当すると考えている。

【青木部会長】 本日も、各委員からいろいろな御発言があった。事務局において、次回の部会までに、これまでの委員からの御指摘等を踏まえて、中間取りまとめ案を作成していただきたい。

## (2) その他

- ・ 特になし。